小国町税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

小国町長　江科洋一

小国町規則第１８号

小国町税規則の一部を改正する規則

小国町税規則（平成元年小国町規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第２０条の次に次の１条を加える。

（寄附金税額控除の指定）

第２０条の２　条例第２２条の７第１項第１号アからコに掲げる寄附金については、次に掲げるものとする。

(1)　山形県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金

(2)　山形県知事又は山形県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。